

様式第17の4（第23条の9の3関係）

接続約款設定（変更）届出書



令和3年6月24日

総務大臣 殿

郵便番号 100-6150  
(ふりがな) とうきょうとちよだくながたちょう  
住所 東京都千代田区永田町2-11-1  
(ふりがな) かぶしきがいしやえぬ・てい・てい・どこも  
氏名 株式会社NTTドコモ  
代表取締役社長 井伊 基之  
登録年月日 平成16年4月1日  
登録番号 第74号  
連絡先 

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和3年7月1日
------	----------

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

添付資料

別紙 接統約款新旧対照表

## 接続約款新旧対照表 (2021/7/1 改正)

新	旧
<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用等 (料金等)</p> <p>第51条 1～3 (略)</p> <p>4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、U S I Mカードの貸与に係る費用、<u>業務支援システムの利用及び電話リレーサービス料</u>に係る費用を設定します。</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第3節の2 その他の費用の支払い義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第56条の2 協定事業者は、第53条の2 (定額制の網使用料の支払義務) 第1項の規定に基づき別表1 (接続により提供する機能) 1-1 (基本接続機能) に規定するF O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、F O M A 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能、X i 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能又は5 G 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。<u>ただし、番号規則別表第3号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</u></p> <p>第56条の3～第56条の4 (略)</p>	<p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p>第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用等 (料金等)</p> <p>第51条 1～3 (略)</p> <p>4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料、U S I Mカードの貸与に係る費用、<u>及び</u>業務支援システムの利用に係る費用を設定します。</p> <p>第52条 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第3節の2 その他の費用の支払い義務 (ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第56条の2 協定事業者は、第53条の2 (定額制の網使用料の支払義務) 第1項の規定に基づき別表1 (接続により提供する機能) 1-1 (基本接続機能) に規定するF O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、F O M A 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能、X i 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能又は5 G 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は5 G サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第56条の3～第56条の4 (略)</p>

## 接続約款新旧対照表 (2021/7/1 改正)

<p><u>(電話リレーサービス料の支払義務)</u></p> <p><u>第 56 条の 5 協定事業者は、第 53 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項の規定に基づき別表 1 (接続により提供する機能) 1 - 1 (基本接続機能) に規定する F O M A 特定接続契約者回線管理機能、X i 特定接続契約者回線管理機能、5 G 特定接続契約者回線管理機能、F O M A 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能、X i 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能又は 5 G 特定接続契約者 (音声) 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、F O M A サービス契約約款、X i サービス契約約款又は 5 G サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。</u></p> <p><u>3 第 1 項の場合において、支払義務に関する取扱いは、第 53 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 2 項及び第 3 項を準用することとし、同条第 2 項中「定額制の網使用料」とあるのは、「電話リレーサービス料」と読み替えるものとします。</u></p> <p>第 57 条～第 58 条 (略)</p> <p><u>(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)</u></p> <p><u>第 59 条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。</u></p> <p><u>2 当社は、第 53 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項若しくは第 2 項、第 54 条 (網改造料の支払義務) 第 6 項、第 56 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 1 項及び第 3 項又は第 56 条の 5 (電話リレーサービス料の支払義務) 第 1 項及び第 3 項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料、網改造料、ユニバーサルサービス料又は電話リレーサービス料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、第 53 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 2 項、第 54 条 (網改造料の支払義務) 第 6 項、第 56 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 3 項及び第 56 条の 5 (電話リレーサービス料の支払義務) 第 3 項に規定する料金の算定</u></p>	<p>第 57 条～第 58 条 (略)</p> <p>(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料の計算方法)</p> <p>第 59 条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料は暦月に従って計算します。</p> <p>2 当社は、第 53 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 1 項若しくは第 2 項、第 54 条 (網改造料の支払義務) 第 6 項又は第 56 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 1 項及び第 3 項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料、網改造料又はユニバーサルサービス料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、第 53 条の 2 (定額制の網使用料の支払義務) 第 2 項、第 54 条 (網改造料の支払義務) 第 6 項及び第 56 条の 2 (ユニバーサルサービス料の支払義務) 第 3 項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p>
--	---

## 接続約款新旧対照表 (2021/7/1 改正)

<p>にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。</p> <p>(料金等の支払い)</p> <p>第 60 条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手数料、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、U S I Mカードの貸与に係る費用、<u>業務支援システムの利用及び電話リレーサービス料</u>に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(料金等の支払い)</p> <p>第 60 条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手数料、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、U S I Mカードの貸与に係る費用、<u>及び業務支援システムの利用</u>に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社が別に定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

新	旧
<p><u>附 則 (令和 3 年 6 月 24 日経企第 801-2 号)</u></p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。</u></p>	